

東京瓦斯株式会社第71回および第72回無担保社債 (トランジションボンド)の引受けについて

今般、みずほ証券株式会社(取締役社長:浜本 吉郎)は、東京瓦斯株式会社が発行するトランジションボンド(以下「本トランジションボンド」といいます。)の引受主幹事を務めましたので、お知らせいたします。

東京瓦斯株式会社は、トランジションボンド発行のためにトランジション・ファイナンス・フレームワーク(以下、「本フレームワーク」)を策定しました。本フレームワークおよび本トランジションボンドの発行については、クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック(ICMA)^{*1}、クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針(金融庁、経済産業省、環境省)^{*2}、グリーンボンド原則2021(ICMA)^{*3}、グリーンボンドガイドライン2020年版(環境省)^{*4}、グリーンローン原則2021(LMA等)^{*5}、グリーンローンガイドライン2020年版(環境省)^{*6}に対する適格性に関して、第三者評価機関であるDNVビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社からの外部評価および検証を取得しています。また、本トランジションボンドは、経済産業省の「令和3年度クライメート・トランジション・ファイナンスモデル事業」のモデル事例として選定されています。

本トランジションボンドで調達された資金は、その全額を「新居浜 LNG プロジェクト(LNG 基地新設)」「スマートエネルギーネットワーク」「晴海水素事業(水素パイプライン敷設)」に対する新規投資および既存投資のリファイナンスに充当される予定です。

当社は、社会と〈みずほ〉の持続的な発展に向けて、金融機関として貢献すべき取り組みを積極的に推進しており、資本市場におけるSDGs債の専門的な情報収集・お客さまのSDGs債ストラクチャリングを支援するため、2017年にサステナブル・ファイナンス・デスク、2019年にサステナブル・ファイナンス室を設置しました。また、環境金融における専門性を高めるため、グリーンボンドの認証制度および気候変動対策投資を推進する国際NGOであるClimate Bonds Initiative^{*7}とパートナー契約を締結しています。その後2021年から、これらの取り組みをさらに強化・拡大するため、サステナビリティ推進部を新設しています。

これらの取り組みにより、当社はトランジションボンド等の引受けなど、さまざまなお客さまのSDGs債の起債を支援し、ストラクチャリングなどを通してお客さまの社会貢献への取り組みを全面的に支援しています。

当社は、日本の円建て債券市場でトップティアの取引シェアを確保しています。また、海外市場では、お客さまのさまざまなニーズに応えるためのクロスボーダー債券取引を強化し、実績も着実に増加しています。

当社はグループの総合力を活用し、今後もお客さまの金融取引を通じた社会貢献への取り組みをサポートし、SDGs債をはじめとする債券の引受けを一層推進し、最良のサービスを提供してまいります。

以上

- ※1 「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック (ICMA)」とは、グリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会の主導の下でクライメート・トランジション・ファイナンス・ワーキング・グループにより策定され、特に排出削減困難なセクターにおいて、トランジションに向けた資金調達を目的とした資金用途を特定した債券またはサステナビリティ・リンク・ボンドの発行に際して、その位置付けを信頼性のあるものとするために推奨される、発行体レベルでの開示要素を明確化することを目的にしたハンドブックです。
- ※2 「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針(金融庁、経済産業省、環境省)」とは、金融庁・経済産業省・環境省の共催で、クライメート・トランジション・ファイナンスを普及させ、より多くの資金の導入による国内における 2050 年カーボンニュートラルの実現とパリ協定の実現への貢献を目的として策定されたものです。
- ※3 「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2021」とは、国際資本市場協会(ICMA)が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会(Green Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。
- ※4 「グリーンボンドガイドライン 2020 年版(環境省)」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に則した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が 2017 年 3 月に策定・公表し、2020 年 3 月に改訂したガイドラインです。
- ※5 「グリーンローン原則 2021(LMA 等)」とは、ローン市場協会(LMA)、アジア太平洋地域ローン市場協会(APLMA)及びローンシンジケーション&トレーディング協会(LSTA)により策定された環境分野に用途を限定する融資のガイドラインです。
- ※6 「グリーンローンガイドライン 2020 年版(環境省)」とは、LMA 等により 2018 年に策定されたグリーンローン原則及び 2019 年に策定されたサステナビリティ・リンク・ローン原則との整合性に配慮し、グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンの普及促進を目的に、環境省が 2020 年 3 月に策定・公表した「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(2020 年版)」をいいます。
- ※7 ロンドンに拠点を置く国際的な組織で、100 兆円の債券市場を気候変動対策のために活用することを目的とし、低炭素・気候耐久経済への迅速な移行のために必要なプロジェクトや資産への投資を促進する活動を行っています。